

京都市醍醐・北部地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人同和園が開設する京都市醍醐・北部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）は、要支援者が指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及びその他の介護予防に資する保健医療サービス並びに福祉サービス（以下「介護予防サービス等」という。）の適切な利用ができるよう、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容並びにこれを担当する者等を定めた計画の作成、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう配慮して行う。
- 2 事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
 - 3 事業は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の意思等を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 5 事業の実施に当たっては、京都市、関係区役所・支所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努める。
 - 6 上記の他、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名称 京都市醍醐・北部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所
- (2) 所在地 京都市伏見区醍醐大構町28番地3 サンフラワー醍醐1階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務職員、包括支援センター職員を兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、センターの職員に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員のいずれかの資格を有する職員6名以上（常勤兼務職員6名以上、包括支援センター職員を兼務。センターには上記3職種をすべて配置）
- (3) 介護支援専門員1名以上（常勤兼務職員1名以上、包括支援センター職員を兼務）
保健師等、主任介護支援専門員、社会福祉士並びに介護支援専門員は、指定介護予防支援の提供に当たる。
- (4) 事務員1名（非常勤兼務職員1名）（包括支援センター職員を兼務）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時10分までとする。

(介護予防支援の提供方法)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所
センターの相談室及び利用者の居宅等
- (2) サービス担当者会議の開催場所
センターの会議室及び利用者の居宅等
- (3) 利用者の居宅への訪問
次の場合に、利用者の居宅を訪問し、面接を行うものとする。なお、利用者の居宅を訪問しない月については、可能な限り、指定介護予防サービス事業所を訪問して利用者と面接するとともに、面接ができない場合には、電話等により状態を把握するものとする。
 - ア アセスメント実施時
 - イ サービス提供月から起算して3箇月に1回以上又は、次の要件を満たす場合は、6箇月に1回以上
 - ① 利用者の同意を得ること。
 - ② サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者そ

の他の関係者の合意を得ていること。

- i 利用者の状態が安定していること。
- ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合も含む)。
- iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

ウ サービス評価期間終了月

エ 要支援者の状況に著しい変化があったとき

(4) モニタリングの結果記録

1 箇月に1回以上

(介護予防支援業務等の一部の委託)

第7条 指定介護予防支援等の業務のうち次の各号に定める業務について、必要に応じ、基準及び京都市の示す指針に定められた要件に該当する指定居宅介護支援事業者に委託するものとする。

- (1) アセスメントの実施
- (2) 介護予防サービス計画（以下「計画」という）原案の作成
- (3) サービス担当者会議の開催
- (4) 利用者に対する計画原案の説明
- (5) 利用者及びサービス担当者に対する計画書の交付
- (6) モニタリングの実施
- (7) 介護予防に係る効果の評価
- (8) 保険給付等に係る給付管理業務
- (9) 利用者及びサービス担当者等との連絡調整
- (10) その他

2 前項の委託に当たっては、委託する指定居宅介護支援事業者に基準を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。

3 第1項の委託に当たっては、委託することについて、利用者又はその家族に十分説明し、文書による同意を得るとともに、利用者又はその家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し、その意向を聴取するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の額によるものとする。(当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときには利用者負担は生じない。)

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、京都市伏見区醍醐のうち、北醍醐学区、醍醐西学区、醍醐学区、池田学区、池田東学区とする。

(事故発生時の対応)

第10条 センターの職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに区役所・支所、利用者の家族等に連絡を行うとともに、「京都市醍醐・北部地域包括支援センター事故対応マニュアル」により、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

2 事故により、利用者又は第三者に賠償するべき損害を与えた場合には、速やかに賠償するものとする。

(相談・苦情への対応)

第11条 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに、「京都市醍醐・北部地域包括支援センター苦情対応マニュアル」により、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

2 利用者又はその家族からの相談・苦情等について、京都市又は区役所・支所若しくは京都府国民健康保険団体連合会が行う調査に対して、協力するものとする。

(秘密保持)

第12条 従業者は、個人情報保護法及び京都市個人情報保護条例並びに社会福祉法人同和園個人情報管理規程を遵守し、業務上知り得た秘密を保持するものとする。

2 従業者であった者については、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た秘密を保持させるための必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

第13条 センターは、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、サービス提供に関する記録を、サービス提供完結の日から5か年間保存する。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切に取り扱うものとする。

2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(衛生管理)

第15条 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 センターは、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置。定期的な委員会の開催とともに、その結果について従業員への周知。
- (2) 虐待の防止のための指針の整備。
- (3) 従業員に対し、定期的に虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施。
- (4) 上記(1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者の選定及び設置。

2 センターは、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第17条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第19条 センターは、次の各号に定めるところにより、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、勤務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後2箇月以内
- (2) 現任研修 年2回

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人同和園とセンター管理者との協議により定めるものとする。

- 附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 附則2 この規程は、平成18年11月1日から改正施行する。
- 附則3 この規程は、平成19年4月1日から改正施行する。
- 附則4 この規程は、平成19年5月1日から改正施行する。
- 附則5 この規程は、平成20年4月1日から改正施行する。
- 附則6 この規程は、平成20年6月1日から改正施行する。
- 附則7 この規程は、平成21年2月1日から改正施行する。
- 附則8 この規程は、平成21年4月1日から改正施行する。
- 附則9 この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。
- 附則10 この規程は、平成22年7月1日から改正施行する。
- 附則11 この規程は、平成22年8月23日から改正施行する。
- 附則12 この規程は、平成24年2月1日から改正施行する。
- 附則13 この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。
- 附則14 この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。
- 附則15 この規程は、平成26年5月1日から改正施行する。
- 附則16 この規程は、平成26年6月1日から改正施行する。
- 附則17 この規程は、平成26年7月1日から改正施行する。
- 附則18 この規程は、平成26年8月11日から改正施行する。
- 附則19 この規程は、平成26年9月1日から改正施行する。
- 附則20 この規程は、平成26年9月11日から改正施行する。
- 附則21 この規程は、平成27年2月1日から改正施行する。
- 附則22 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

- 附則 23 この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から改正施行する。
- 附則 24 この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から改正施行する。
- 附則 25 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から改正施行する。
- 附則 26 この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から改正施行する。
- 附則 27 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 附則 28 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 附則 29 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 附則 30 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 附則 31 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する。